

正徳2年の下総国古河城引き渡しと三河国吉田城受け取りについて

白 峰 旬

はじめに

正徳2年(1712)7月、幕府は譜代大名4家(松平家、牧野家、三浦家、本多家)に対して四方領知替を命じ、松平信祝(下総国古河→三河国吉田)、牧野成央(三河国吉田→日向国延岡)、三浦明敬(日向国延岡→三河国刈谷)、本多忠良(三河国刈谷→下総国古河)という4大名同時転封が実現した(図1参照)。

この四方領知替に係る正徳2年の三河国吉田城引き渡しについては、すでに拙稿「三河国吉田城の受け取り(宝永3年)と引き渡し(正徳2年)について」⁽¹⁾において取り扱ったが、これは正徳2年に吉田城を引き渡した牧野家の関係史料である「吉田城引渡前後覚留之書抜」⁽²⁾の内容をもとに考察したものであった。

本稿は、同年に下総国古河城引き渡しと三河国吉田城受け取りをこおなった古河藩(松平家)の関係史料である「御所替江戸日記一」(記載範囲は正徳2年7月2日～同年8月29日)、「御所替日記二」(記載範囲は正徳2年9月2日～同3年3月5日)⁽³⁾の内容をもとに、その具体的プロセスを検討したものである。

「御所替江戸日記一」は、古河や吉田における現地での城引き渡しや城受け取りの実施過程を記した史料ではなく、江戸における幕藩交渉(松平家と上使、老中との交渉)、藩藩交渉(松平家と吉田城受け取り先の牧野家、古河城引き渡し先の本多家との交渉)の内容や過程を詳しく記した史料である。その意味では、本稿で扱う事例は、筆者がこれまで扱った現地での城引き渡しや城受け取りの実施過程を検討した事例⁽⁴⁾とは性格を異にしており、前掲「御所替江戸日記一」、「御所替日記二」には、古河藩(松平家)の江戸屋敷を中心とした動向が記されている。

具体的には、古河城の引き渡し・吉田城の受け取りに関する事前交渉(幕藩交渉・藩藩交渉)がデュアルに把握でき、特に藩藩交渉では事前の交渉を、吉田藩(牧野家)との吉田城受け取りに関する交渉、刈谷藩(本多家)との古河城引き渡しに関する交渉というように同時進行で進めたほか、延岡藩(三浦家)とも打ち合わせをおこなっているため、古河藩(松平家)は対幕府・対吉田藩・対刈谷藩・対延岡藩というように4元同時進行の形で交渉を進めたことがわかり、こうした経過を詳しく知ることができる点がこの史料の特徴である。

なお、古河城引き渡し、吉田城受け取りに関する現地での実施過程については、「御所替古河留帳」、「御所替吉田留帳」という史料が別に存在する⁽⁵⁾。

上記の点を考慮し、本稿では、正徳2年の古河城引き渡しと吉田城受け取りに関する江戸での動向（幕藩交渉、藩藩交渉）の経過や交渉内容を中心に具体的に検討していきたい。

1. 古河城引き渡しと吉田城受け取りに関する江戸での動向（正徳2年）

以下、「御所替江戸日記一」、「御所替日記二」⁽⁶⁾に基づいて、正徳2年の下総国古河城引き渡しと三河国吉田城受け取りに関する江戸での動向を中心に時系列に従って記すこととする（以下、特に主語を明記しない場合は、下総古河藩主松平信祝サイドの動向を記すものとする）。

【正徳2年7月12日】（以下、【 】内の正徳2年の記載箇所については年次を省略する）

下総古河藩主松平信祝が江戸城に登城し、老中及び側用人の列座の中、將軍家宣の上意として三河吉田への転封が申し渡された⁽⁷⁾。この日、三河刈谷藩主本多忠良は下総古河へ、三河吉田藩主牧野成央は日向延岡へ、日向延岡藩主三浦明敬は三河刈谷へ、それぞれ転封が命じられた。よって、これらの転封は譜代大名4家による四方同時転封（四方領知替）であった。

松平信祝は江戸城から屋敷に帰ると、三浦明敬と牧野成央へ「御所替之御悦」を伝える使者を遣わした。この時、古河藩江戸留守居の笠井助太夫が吉田藩江戸留守居の富安八郎左衛門のところへ使者として遣わされて対談し、「吉田絵図」（吉田城絵図）を借用する約束をした。そして、これ以後、延岡藩・吉田藩・古河藩の江戸留守居が寄合をもって申し合わせ、古河城受け取り方である刈谷藩へは古河藩から通知することになった。

また、国許の古河へ飛脚を出して転封のことについて申し遣わした。

【7月13日】

松平信祝は、吉田城受け取り役（家老1人、中老1人）、古河城引き渡し役（家老2人、用人1人）を申し付けた。

【7月14日】

松平信祝は、今回の転封につき、古河家中に対して7月付の7ヶ条の「覚」を出した。その内容は、①かねて定めておいた法度の趣旨を厳重に守り、少しも勝手なことをしないようにすること。②喧嘩・口論を慎み、（喧嘩・口論があった場合は）どのような理由があっても、双方は言うまでもなく、近い親類まで越度として申し付ける。③火の元に特に念を入れ、もし出火した場合は間違いなく「定」の通りに出会い、大火にならないように心掛けること。④屋敷・家作は言うまでもなく、竹木等までもそれぞれに注意して荒れないように心得ること。そして、家作修復のことは役人が見分のうえで年寄から指図があるので、それまでは（家作の修復は）控えること。⑤何事によらず徒党を結び願ひ事等（を出すことは）一切禁止する。少しの願ひであっても取り上げない。雑説（種々のうわさ）も禁止する。⑥指図される前に、妻子や家財等を町在へ移すことは禁止する。⑦下々に対して暇を与えることは相對とし、無理に引き止めることは禁止する。というものであり、この「覚」については、「在番之輩」（江戸詰の家臣）へも申し達するように命じた。

【7月16日】

古河城受け取り方である本多忠良の家臣2人が、古河城受け取りのことについて問い合わせのために（古河藩の江戸屋敷へ）来た。また、12日に約束した吉田城絵図が吉田藩の江戸留守居より古河藩の江戸留守居へ渡された。

【7月20日】

転封の問い合わせ・申し合わせとして、吉田藩の江戸留守居、延岡藩の江戸留守居と寄合を持ち、諸事について相談した。ただし、刈谷藩主の本多忠良は「各別之御勤」（側用人のことを指すと思われる）なので、その家臣が（寄合に）出てこなかったため、今後の寄合によって（城の）受け取り・引き渡しの仕方が決まり次第に、古河（城の引き渡し）のことは古河藩より伝えることを申し合わせた。

【7月25日】

松平信祝は、吉田城受け取り方の御用掛（町奉行など5人）と古河城引き渡し方の御用掛（町奉行など5人）を申し付けた。

吉田城・古河城引き渡しの上使がこの日に（將軍家宣から）命じられたので、吉田城引き渡しの上使である倉橋久富（使番）、丹羽正道（小姓組⁽⁸⁾）、古河城引き渡しの上使である木下信名（使番）、山岡景顕（小姓組）に対して挨拶の使者を遣わした。

【7月26日】

古河城引き渡し役の西村治右衛門（家老）が、この日に御用向きの書付を持参して出府した。

【7月27日】

吉田城・古河城引き渡しの両方の上使に対して御祝儀（4人の上使に対して太刀・馬代として銀3枚ずつ）の目録を遣わした。なお、7月23日の（古河藩の江戸留守居と吉田藩の江戸留守居、延岡藩の江戸留守居との寄合における）申し合わせの結果、吉田城・古河城（引き渡しの）両方の上使へ（このように）音物を送ることになった。そして、（上使の）江戸発足までは同様（に両方の上使へ音物を送る）であり、その後は（現地での城受け取りでは）城受け取り方（の大名から）のみ（上使へ）付け届けをおこない、（上使の）帰府以後はまた同様（に両方の上使へ音物を送ること）になった。

【7月29日】

吉田城引き渡しの上使2人のところへ、古河藩の吉田城受け取り役の家老遊佐平馬が行き、太刀・馬代として銀1枚ずつを持参して御目にかけて（しかし、後にこの持参物は受納されず返却された）。

古河城引き渡しの上使2人のところへ、古河藩の古河城引き渡し役の家老西村治右衛門が行き、太刀・馬代として銀1枚ずつを持参して御目にかけて（しかし、後にこの持参物は受納されず返却された）。なお、この時、刈谷藩の古河城受け取り役の家老中根隼人に、上使の木下信名のところで西村治右衛門が初めて会った。

【8月3日】

古河城引き渡しの上使である倉橋久富と丹羽正道が（古河藩の江戸屋敷へ）来て、松平信祝と会い、料理（二汁五菜）の接待を受けた。

（刈谷藩の）古河城受け取り方より絵図を借りに来たので、古河城内外の絵図（古河城だけでなく古河城下まで含めた絵図という意味と思われる）1枚を渡した（その後、それぞれの「屋敷主」の「役付・知行付」について言ってきたので、記載して遣わした）。

【8月5日】

古河城引き渡しの上使である木下信名と山岡景頭が（古河藩の江戸屋敷へ）来て、松平信祝と会い、葛切り・吸物等の接待を受けた。

三浦明敬が（古河藩の江戸屋敷へ）来て、松平信祝と会い、今回の転封に関して城受け取り・引き渡しの時期は差し支えがあるため、延引願を（幕府へ出す）ことの是非について直談した結果、松平信祝も（延引願を幕府へ出すことに）同意した。

【8月7日】

古河城引き渡しの上使である倉橋久富と丹羽正道より、古河藩江戸留守居の笠井助太夫に対して呼び出しがあり、書付2通が渡された。

1通は、倉橋久富と丹羽正道の連署によって出された8月7日付の1ヶ条の「覚」であり、その内容は城引き渡しの日限について牧野成央の家臣と申し合わせて、差し支えない日限を2、3日程書き付けて、事前に差し出すように指示し、そのうえで（城引き渡しの）定日を申し渡す、というものであった。

もう1通も、倉橋久富と丹羽正道の連署によって出された8月7日付の4ヶ条の「覚」であり、①吉田城を受け取る惣役人中の名前を書き付けて提出すること、②（城引き渡しによる）交代の際の武具・諸道具及び人数の書付を（上使が）見たいということ、③御預人はいないかということ、④城引き渡し前に、先に（古河藩から）吉田へ家臣を遣わす場合は、事前に（上使へ）知らせるべきこと、というものであった。

これに対して、その場で、笠井助太夫は、①この方（古河藩）は、近国なので9～10月頃には引き渡しができると思われるが、延岡は遠国なので（城引き渡しの期日が時期的に）延びるであろう旨を申し上げたところ、（上使の倉橋久富・丹羽正道はこのことを）承知したうえで、とにかく（城引き渡しの期日が）何月頃かわかれば心得として聞きたい旨を言われた、②御預人はいないということを上使へ申し上げた、③書付（吉田城を受け取る惣役人中の名前の書付、及び、交代の際の武具・諸道具・人数の書付を指すと思われる）が早期に完成しない場合は、（その旨を）事前に報告することを申し上げた、というように対応した。

古河城引き渡しの上使である木下信名と山岡景頭より、古河藩江戸留守居の沢木弥兵衛に対して呼び出しがあり、書付2通が渡された。

1通は、木下信名と山岡景頭の連署によって出された8月7日付の14ヶ条の「覚」である。そ

の内容をまとめると表1のようになる。表1を見るとわかるように、上使からの種々の質問・請求項目であり、城絵図、城付武具帳、城米帳の提出や、城引き渡しの惣役人中の名前についての報告、城中番所等の交代の人数、及び、武具の員数についての報告などであった。

もう1通は、8ヶ条の「城絵図覚」であり、月日の記載はなく、上使の署名もない。内容としては、①城下より東西南北の他領への方角、②櫓数・門数・曲輪内の井戸数、③色付け、④寺院号、⑤町の名、⑥札場、⑦旅宿、⑧大手門より町迄の道程、の各項目であり、城絵図に記載すべき各項目を具体的に指示したものであることがわかる。

そのほか、「御口上二御好」（上記の書付の指示項目についての補足を上使が口頭でおこなった、という意味であろう）として、①城絵図は2枚以外に控絵図を1枚作成して、もし（上使から）御用の際には提出すること。②絵図の彩色が濃いものは書付（絵図中に記載された文字を指すと思われる）が見えず、絵図の形が大きいものは老中が御覧になって御尋ねの時に、（上使が）絵を説明するために都合が悪いので（絵図の一辺が）大体3～4尺（約90～120cm）くらいにすべきこと。③城付武具・諸道具帳と城米帳については、これも（城絵図と同様に）公儀へ提出するので、（作成にあたっては）随分と念を入れるべきこと。公儀（提出用）と古河藩（保管用）と合計4冊を提出すること。（城付武具帳と城米帳の）^{とじめ}緘目には判形を入れること。すべて、転封の「並」（他の事例という意味か？）を聞いて作成すること。④侍屋敷・足軽屋敷数は絵図に（それぞれ）記入されているが、それ以外に書き出すべきこと。⑤上使2人の（古河城下における）宿については、2人の宿が程近いところが（上使の）希望であって、すべての畳の表替えや取り繕いは必要ない。⑥これらについては、「入替日限」（城引き渡しの日限を指すと思われる）が決定すれば、その30日程以前に（上使へ）提出すべきこと。という指示が上使から出された。

これに対して、その場で、沢木弥兵衛は、①古河町の本陣は1ヶ所であり、それ以外に本陣はなく、馳走屋敷というところがあるので、（本陣を上使1人の宿とし、馳走屋敷をもう1人の上使の宿にすると、本陣へは随分と程近い、と申し上げた、②切支丹類族はいるので、帳面でも（記載して）提出する予定である、と申し上げた、③転封（の日限）に関して支障がある事情について大体のこと（去る5日に三浦明敬が松平信祝に対して日限延期の相談をしたこと）を申し上げた、というように対応した。

【8月9日】

松平信祝は、国許の古河（の家中）に対して、8月付の7ヶ条の「覚」を出した。その内容は、①以前に触れたように（上記7月14日条に出てくる7月付の7ヶ条の「覚」を指す）、家中の家・竹木等までも荒れないようにすること、②家中が町在に取り込む時（ごたごたする時という意味か？）であるので、火の元には随分念を入れ厳しく申し付けること、③家中が町在において喧嘩・口論をすることを慎むべきこと、雑説もしないこと、④城内は言うまでもなく、家中・町在において怪しい者（「胡乱成者」）を一切とどめて置かないこと、⑤各番所では、諸事について念入りに注意すること、⑥「軽き道具」であってもみだりに売り払わないこと、⑦町在における買掛けや借用

の金銀等は、（古河を）引き払う前に相対次第にすること、もし、家中より金銀等を借用している場合は、吉田へ引っ越してから相対次第に済ませること、というものであった。

古河城引き渡しの上使である木下信名から去る7日に渡された書付（の内容）に関する伺書を古河藩江戸留守居の沢木弥兵衛が（木下信名のところへ）持参して、「御直之御指図」を受けた。具体的には、①御朱印地の寺社、及び、除地の寺社は領分中すべて書くこと、②江戸より古河までの道程・宿付は本紙のうちに書くこと、③（他領の）城下の方角は絵図に書くのではなく帳面に書くこと、という指示を受けた。

【8月11日】

この日の朝、今回の転封に関する城受け取り・引き渡し日の延期願（願書）が、松平信祝、牧野成央、三浦明敬より月番老中大久保忠増へ提出された。松平信祝が願書を提出した際、その取次は酒井重英（幕府の新番頭）であった。

延期願（願書）の内容は、松平信祝より提出された願書では、「今回の転封に関して城受け取り・引き渡しについて、古河は「近境」であるので、9月末～10月頃にも城受け取り・引き渡しができるが、三浦明敬に聞いたところ、延岡は「遠国、其上海路万端難仕」であるため、急いでも11月末になってしまうと言われた。牧野成央に聞いたところ、吉田領では11月末は（米の）収納の最中であって、松平信祝の方でも同様であり、11月は都合が悪く、来年の正月～2月頃は三浦明敬の方で支障があるので、（来年の）3月頃に城受け取り・引き渡しをおこなえば、牧野成央、三浦明敬の両方が都合がよいので、この両人が同意のうえで来年3月頃に（城受け取り・引き渡し日）を決めたく、私（松平信祝）からも願ひ奉る」というものであった。

牧野成央、三浦明敬より提出された願書も同内容であり、この3通の願書の案文は一昨日（8月9日）に老中井上正岑へ事前に見せて内諾を得ていた。そして、前日（8月10日）の夕方には、「御内証之御案内」として、老中秋元喬朝、阿部正喬、古河城引き渡しの上使木下信名、山岡景顕、吉田城引き渡しの上使倉橋久富、丹羽正道に対して、上記の願書の内容を口上書（或いは書状）により知らせた。

【8月14日】

古河城引き渡しの上使2人より去る7日に指示されたことについて、（古河藩より）現在提出できないため、古河藩江戸留守居の笠井助太夫が倉橋久富のところへ行き延引の旨を伝えた。

【8月15日】

古河城受け取り方（の刈谷藩家臣である）岡田源之助より、「古河土蔵之儀」について問い合わせがあったので、①本丸に櫓は4ヶ所あり、弓・鉄砲・そのほか武具の類いを入れてある、②城付武具の類いは、本丸の櫓4ヶ所のうち三階櫓にある、③本丸に土蔵（梁行3間×桁行11間）は1ヶ所ある、④二の丸の文庫に土蔵（梁行2間半×桁行5間）が1ヶ所ある、⑤立崎（曲輪）に焰硝蔵が6ヶ所あり、1ヶ所は梁行8尺×桁行3間、5ヶ所は梁行7尺×桁行1間半である、⑥雀宮に焰硝蔵（梁行9尺×桁行2間）が1ヶ所ある、⑦組付の武具類は所々の門や渡櫓に入れてある、と

いう内容の書付を遣わした。

【8月16日】

古河城受け取り方(刈谷藩)に対して、引き渡し方(古河藩)の人数・役付帳を遣わした。その内容は表2のようになり、古河城の城門・櫓(三階櫓を含む)・番所・本丸御殿・二の丸居宅等の引き渡しに関して、それぞれに配置される人数と役付のほか、鉄砲・弓・長柄など武器の数量も記されている。引き渡しの順序としては、大手門から順々に渡し、二の丸居宅において「渡方之規式」をおこなう予定である、と記されている。そして、この帳面の上書きは「古河城引渡之帳」と記されていた。

また、この日には、月番老中大久保忠増の用人から古河藩の江戸留守居が呼び出され、去る11日の延期願(願書)提出に対する大久保忠増の回答が老中申渡書によってなされた。この老中申渡書の内容は、今年11月中に古河城を引き渡し、同月中に吉田城を受け取るように指示したものであった。そして、(11月中に)吉田城を引き渡すように、牧野成央に今日申し渡したことも記されていた。よって、8月11日に提出した延期願(来年3月頃の城受け取り・引き渡しを希望)は却下されたことになる。

【8月17日】

吉田藩主の牧野成央、吉田城引き渡しの上使である倉橋久富、丹羽正道に対して吉田城受け取りが11月になったことを使者を遣わして伝え、古河城引き渡しの上使である木下信名、山岡景顕に対して古河城引き渡しが11月になったことを使者を遣わして伝えた。

【8月19日】

松平信祝が古河藩家中に対して、吉田城受け取り方75人と古河城引き渡し方73人の「人割」(それぞれの役付と名前)を定めた(7月13日、同月25日に決められた役付もこの中に入っている)⁽⁹⁾。

【8月20日】

吉田城二の丸御殿(「二丸御屋形」)の絵図が(吉田藩より)届けられた。

【8月22日】

古河城受け取り方の(刈谷藩の)家老である中根隼人のところへ、古河城引き渡し方の(古河藩の家老である)西村治右衛門が行き、古河城受け取り・引き渡しのことについて相談した。この時、(古河城の)二の丸絵図1枚が(古河藩側から刈谷藩側へ)渡されたが、これは「御居宅之指図」であった。よって、古河城二の丸御殿の絵図面であったと考えられる。

さらに、この時(古河藩側から刈谷藩側に対して)古河城内の頼政明神別当の文殊院は社地の近所の家中屋敷にあり、できればそのまま置いておいてもらいたい旨のことを申し述べたが、後に回答する旨の返答であった。

【8月23日】

小姓組の進成睦が(古河藩の江戸屋敷へ)来て、吉田城と古河城の引き渡しの上使への会釈の仕方や受け取り・引き渡しの仕方について心得として、遊佐平馬(吉田城受け取り方の家老)・長坂

平兵衛（古河城引き渡し方の用人）・古河藩江戸留守居2人などと会って話をした。進成睦は先年（6年前の宝永3年のことを指すか？）の但馬国出石城引き渡し（の上使）を務めた。そのほか、小姓組の同組・他組において「御勤之方」に問い合わせることも自由なのでその約束をした。

松平信祝は、国許の古河家中に対して、引っ越しに向けて家中屋敷の掃除、火の元の注意のほか、妻子は8月中より古河城引き渡しの10日程前までに在郷或いは江戸へ引き払うことなどを命じた8月付の11ヶ条の「覚」を出した。

古河城引き渡しの上使木下信名より、古河藩江戸留守居の沢木弥兵衛に対して、古河－江戸間の道程の書付を出すように言われたので、すぐにその書付を提出した。

【8月28日】

古河城引き渡しの上使木下信名、山岡景顕、吉田城引き渡しの上使倉橋久富、丹羽正道に対して將軍家宣より暇が出されたので、これらの上使に対して使者を出した⁽¹⁰⁾。

【8月29日】

古河城引き渡しの上使2人、吉田城引き渡しの上使2人に対して、暇が出されたことへの御祝儀として音物を遣わした。

【9月2日】

吉田城と古河城の受け取り・引き渡しの日限について、（延岡城の受け取り・引き渡しの日限も含めて）8月29日に古河藩、吉田藩、延岡藩の家臣が集まり、支障のない日を話し合った。（その結果、決まった）日限について、古河城を受け取る刈谷藩の家臣へ古河藩より相談して両日を選んだ。こうして、吉田城受け取りの希望日について11月2日或いは3日と記した覚書を倉橋久富、丹羽正道へ提出した。そして、古河城受け取り・引き渡しの希望日について11月2日或いは3日と記した覚書を木下信名、山岡景顕へ提出した。

【9月3日】

木下信名、山岡景顕より古河藩江戸留守居の沢木弥兵衛に対して呼び出しがあり、木下信名の居宅へ出向いたところ、古河城引き渡しの日限についての書付が渡された。その書付には、古河城引き渡し日が11月2日に決定し、明朝に（上使より）老中へその旨を申し上げることが記されていた。そして、もう一通の書付も渡され、その書付には、古河城の見分と引き渡しの日が雨天の場合は、下々に至るまで遠慮なく雨具を用意するように記されていた。

倉橋久富、丹羽正道より古河藩江戸留守居の笠井助太夫に対して呼び出しがあり、倉橋久富の居宅へ出向いたところ、吉田城引き渡しの日限について11月2日に決定した旨が口上にて申し渡された。

【9月4日】

吉田城受け取りと古河城引き渡しの日限が11月2日に決定した旨について、書付を月番老中井上正岑へ提出して届け出た。

【9月10日】

古河城受け取り方の(刈谷藩家臣の)渡利六郎右衛門のところへ、古河藩江戸留守居の笠井助太夫が行き、「古河請取渡申合覚」1冊を渡した。

【9月13日】

古河城受け取り方の(刈谷藩家臣の)岡田源之助が来て、去る10日にこちら(古河藩)から遣わした申し合わせの覚書の回答を持参してきた。その質問内容と回答内容については表3のようになる。表3を見ると、古河城の御内見や城米目録、城付武具帳の引き渡しなど、古河城引き渡し当日(或いは前日など)に関する具体的諸項目について双方(引き渡し方の松平家と受け取り方の本多家)で事前に意思統一をはかった内容であることがわかる。

【9月15日】

吉田城引き渡し方(牧野家)より申し合わせ帳が来たので、この方(松平家)より付紙・書き入れ等の回答を記した。その質問内容と回答内容については表4のようになる。表4を見ると、吉田城の御内見や城米目録の引き渡し、武具蔵・焰硝蔵の内受け取りなど、吉田城引き渡し当日(或いは前日など)に関する具体的諸項目について双方(引き渡し方の牧野家と受け取り方の松平家)で事前に意思統一をはかった内容であることがわかる。

【9月21日】

古河城受け取り方の(刈谷藩家臣の)岡田源之助が来て、答書一通と尋書一通を持参して来たので受け取った。この答書の中には、頼政明神の別当文殊院は屋敷にこれまで通りに置いておくことや(8月22日の要請に対する回答)、引き渡しの時に、番頭までは熨斗目・麻の上下を着用し、そのほか者頭以下の諸士はすべて染小袖・麻上下を着用することが記されていた(9月10日の質問に対する回答)。この着用に関しては、前々よりどの城の受け取り・引き渡しでも(このように)着用してきたので、今回もこのように着用し、足軽の小頭も麻上下を着用する、と記されていた。

【9月22日】

古河城引き渡しの上使である木下信名と山岡景顕のところへ、引き渡し方である(古河藩家老の)小島助左衛門が行き、太刀・馬代として銀1枚ずつを持参した。しかし、(後に)これらは受納されず返却された。

【9月25日】

吉田城引き渡しの上使倉橋久富へ、古河藩江戸留守居の笠井助太夫が書付3通を提出した。そのうちの1通は、上述したように8月7日付で上使倉橋久富・丹羽正道より指示された項目に対して、吉田城受け取りの人数と名前などのほか、交代の際の武具の種類と個数を回答したものである。他の1通は、①来月(10月)上旬より町奉行・郡奉行・目付役等に小役人を加えて、合計10人程を追々(吉田へ)遣わして用事を申し付ける予定である、②受け取りの人数は道中の人馬の支障がないようにするため、来月(10月)15、16日頃より追々(吉田へ)遣わすこととする、③家臣の妻子の引っ越しは(吉田城の)受け取りが済んだあと、追々(吉田へ)引っ越しをさせる、という上使への報

告であった。

この書付提出の際に倉橋久富の家臣に伺ったところ、倉橋久富の予定として、10月24日に江戸を発足し、道中7日の見積りで、同月晦日に吉田へ到着して、11月朔日に吉田城見分、同月2日に吉田城引き渡しをおこない（その日のうちに）早速に吉田を発足する予定である旨を回答された。さらに、倉橋久富の御供の惣人数は54～55人であり、そのうち徒士以上が15～16人、家老2人とそのほかに用人も含まれることも教えられた。

【9月26日】

古河城引き渡しの上使木下信名へ、古河藩江戸留守居の沢木弥兵衛が、絵図、及び帳面等を提出した。これは、去る8月7日に（上使より提出を）命じられたものである。具体的には、城絵図1枚、城付武具帳1冊、詰米帳1冊（いずれも程村紙にて作った袋に入れた）を公儀へ差し出すものとして桐の白木箱に入れて提出した。そのほかに城絵図1枚、城付武具帳1冊、詰米帳1冊（これらの3冊は副本と思われる）、城引渡武具人数覚之帳1冊、領分中寺社帳1冊、切支丹類族帳2冊（1つの袋に入れる）、御答書2通、覚書1通であった。以上の11件（10件か？）の分については控えが別にあった（松平家サイド〔古河藩〕の控えという意味か？）。

【9月28日】

9月26日に上使木下信名へ提出した帳面の日付は9月としてよい旨が、（木下信名家臣の）黒川理兵衛より、古河藩江戸留守居の沢木弥兵衛に対して書状にて伝えられた。

【10月7日】

古河藩（松平家）では一番立～五番立の5組編成で順に吉田へ発足することが以前に定められたが、その「人別書立」が触れられた。

また、この日、（松平信祝から）古河城・吉田城の両引き渡しの上使4人及びその家老などに対して餞別（小袖など）が送られたほか、吉田城受け取り・古河城引き渡しのために江戸から赴く家臣へ下賜金が与えられた。

吉田城引き渡しの上使倉橋久富より呼び出しがあり、古河藩江戸留守居の笠井助太夫が出向いたところ、吉田城引き渡しのことについて、①吉田城引き渡しの（老中への）注進は、（その書式として）「二日朝」とのみ記して「刻付」は記す必要がない、②その注進は（吉田城を受け取る）松平家より注進するように間違いなく心得ること、③（吉田城受け取りの）惣人数について「大積書付」を出すこと、などが指示された。

古河城受け取り方の（刈谷藩家臣の）岡田源之助より、先月（9月）21日に伝えてきた（引き渡し当日の）足軽小頭の衣服について、今回は上下ではなく羽織・袴を着用するように変更するとのお知らせがきた。

【10月9日】

吉田城受け取りのため先発の家臣が発足した。松平信祝が（吉田藩の）吉田御家中の（吉田城下）絵図により、さしあたっての屋敷割付をおこない、吉田城受け取り以後、早速（家臣が入っている）

町屋から引っ越すように(家臣が絵図を)見て覚えておくように命じた。そして、正式な屋敷割は翌年(正徳3年)2月におこなうことを決定した。

【10月14日】

この日の早朝、吉田城受け取りのため一番立の家臣が江戸を発足した。この日、将軍家宣が死去したので、このことを先発して吉田へ行っている家臣、及び、国許の古河へ飛脚によって知らせた。家宣死去により、吉田城・古河城の受け取り・引き渡しの定日がどうなるのかについて、松平信祝がこの日の夕方に老中井上正岑のところへ行き、直接御内意を伺ったところ、「異変無之儀に候へ共」、老中阿部正喬へ伺うように指図があった。このため、明日(15日)伺うことに決定し、上使の木下信名、倉橋久富へ書状にてこの旨を報告した。

【10月15日】

吉田城・古河城の受け取り・引き渡しの(定日〔11月2日〕の変更の有無についての)伺書を「御所替之御用懸」である老中阿部正喬のところへ古河藩江戸留守居の笠井助太夫が持参して提出した。その際、(阿部家家臣の)川澄舎人を通して提出したが、その返答は、伺書は受け取るが月番老中(の秋元喬朝)へも伺うべきである、とのことであった。そのため、笠井助太夫は、この日、同様の伺書を月番老中秋元喬朝へも提出した。

この日の早朝、吉田城受け取りのため二番立の家臣が江戸を発足した。

【10月16日】

老中阿部正喬より(古河藩の)江戸留守居に対して呼び出しがあり、笠井助太夫が出向いたところ、昨日提出した伺書に対する指図の内容を(伺書に貼付した)付紙として渡された。付紙の内容は、月番老中とも相談して指示するのであるが、来月(11月)2日に引き渡しの予定であり、そのように心得るように、というものであった。その後、このことを古河へ早飛脚にて知らせたほか、上使の木下信名、倉橋久富へも書状にて知らせた。また、三浦明敬、本多忠良、牧野成央へも同様に申し遣わした。

【10月19日】

この日の早朝、吉田城受け取りのため三番立の家臣が江戸を発足した。

【10月20日】

この日の早朝、吉田城受け取りのため四番立の家臣が発足した。

【10月21日】

この日の早朝、吉田城受け取りのため五番立の家臣が江戸を発足した。吉田城引き渡しの上使倉橋久富、丹羽正道のところへ吉田城受け取り方の古河藩家老の遊佐平馬が行き、明日(10月22日)江戸を発足することを申し上げた。

遊佐平馬は今回吉田へ赴くにあたり、吉田城受け取り終了後に出す予定の家中に対する条目、寺社に対する条目、町在に対する条目(3通とも正徳2年11月付)を持参することになった。

【10月22日】

この日の朝、吉田城受け取りのため遊佐平馬が他の家臣とともに江戸を発足した。

【10月23日】

明日（10月24日）吉田城引き渡しの上使倉橋久富、丹羽正道が江戸を発足するので、暇乞いの使者を遣わして、餞別として音物を贈った。

【10月24日】

この日の朝、吉田城引き渡しの上使倉橋久富、丹羽正道が江戸を発足した。

【10月28日】

明日（10月29日）古河城引き渡しの上使木下信名、山岡景顕が江戸を発足するので、暇乞いの使者を遣わして、餞別として音物を贈った。

【11月2日】

この日は、吉田城・古河城の受け取り・引き渡しの当日にあたり、古河より今朝六半時（午前7時頃）の刻付で、城を首尾よく渡した旨の注進（古河城引き渡し方の家老西村治右衛門、小島助左衛門よりの書状）が飛脚にて（古河藩江戸屋敷の松平信祝に対して）あった。

このあと、老中阿部正喬のところへ、今朝、古河城を本多忠良に対して異儀なく渡した旨を記した11月2日付の届書を提出した。この届書には城を引き渡した刻付（時刻）は記載されなかったが、その理由は（時刻に）間違いがあるといけないからであった。

古河城引き渡しの上使2人からも、今朝、古河城引き渡しが済んだ旨の書状が（古河藩江戸屋敷の松平信祝に対して）来た。古河城を引き渡したことを松平近禎（寺社奉行）、井上正長（側衆）、酒井重英（新番頭）などへ書状を出して報告した。

【11月3日】

この日、古河城引き渡しの上使2人が江戸へ帰ったので、使者を遣わした。古河城引き渡し方の家老西村治右衛門、小島助左衛門が江戸へ帰った。古河城引き渡し方の惣人数がすぐに吉田へ引越した。

【11月4日】

吉田城を（11月）2日に受け取った旨の注進の飛脚が、去る2日の五半時（午前9時頃）に吉田を発足し、この日（11月4日）の七時（午後4時頃）に江戸へ到着した。そして、即刻、松平信祝が、当月2日に吉田城を首尾よく受け取った旨の口上書を持参して（江戸城に）登城した。この口上書にも、吉田城を受け取った時付（時刻）は記載されなかった。この口上書は、大老井伊直該、老中土屋政直、秋元喬朝、大久保忠増、井上正岑、阿部正喬、側用人間部詮房、本多忠良に対して持参したもので、秋元喬朝、井上正岑、阿部正喬へは直接、口上を述べたため口上書は出さなかった。また、若年寄久世重之、水野忠之、鳥居忠英、大久保教寛に対しては使者を遣わして報告した。

吉田城引き渡しの上使2人より、書状にて吉田城受け取りのことが（古河藩江戸屋敷の松平信祝に対して）報告された。

【11月5日】

吉田城引き渡しの上使2人に対して、(上使が)去月(10月)晦日に吉田へ到着し、当月(11月)2日に(上使の監督下)城を引き渡して、(松平家が)首尾よく城を受け取った、という内容の(上使からの)書状を(昨日、松平信祝が)受け取ったことに対して返信の書状を飛脚にて出した。

大目付松平乗宗に分限帳の明細書を提出した。

【11月6日】

古河城引き渡しが済んだ後の「御務」として、松平信祝が、古河城引き渡しの上使木下信名、山岡景顕のところへ行った。

【11月8日】

吉田城引き渡しの上使2人が江戸へ帰った。よって、使者を遣わした。

【11月25日】

この日の夕方、吉田城受け取り方の家老遊佐平馬が江戸へ帰り、松平信祝より御祝儀として脇差が与えられた。

【12月2日】

松平信祝は、古河城引き渡し方の家老の西村治右衛門、小島助左衛門に対して慰労する旨の書状と時服を与え、吉田城受け取り方の副役である中老の安田六左衛門に小袖を与えた。

【12月11日】

松平信祝は、新しい古河城主の本多忠良に対して、古河城受け取りの御祝儀を遣わした。これは、先月(11月)2日の古河城受け取り・引き渡し当日に二の丸において出すはずだったが、將軍家宣の死去の関係で実現せず、その中陰が明けたため、本日祝儀を遣わすことになった。

松平信祝は、吉田城受け取りの御祝儀を上使の倉橋久富、丹羽正道、木下信名、山岡景顕に対して遣わした。これは、受け取りが済み、上使が江戸へ帰って將軍家宣の御目見が終了した時に遣わすはずであったが、中陰のため延期されたものであった。

【12月15日】

前吉田城主の牧野成央より松平信祝に対して城受け取りの御祝儀が来たので、その返礼を遣わした。

【正徳3年2月10日】

吉田(城下)での侍屋敷割が決まった。これは去年の冬に「当分之居宅之割」をおこなったが、今回、家の善悪や広狭を調べ、家ごとの絵図等をもとに「割替」をおこなったものであり、3分の1程は、去年の冬の屋敷割のままであった。

【正徳3年3月5日】

松平信祝が、吉田城引き渡しの上使倉橋久富、丹羽正道を(江戸屋敷へ)招請して接待し、刀を贈った。また、この日、古河城引き渡しの上使木下信名、山岡景顕に対して音物を贈った。なお、この接待については、昨年12月は中陰明けで余日がなく、今年の初めは取り込んでいたため延引され

たものであった。

以上の経過における主要な点をまとめると表5のようになり、幕藩交渉や藩藩交渉を中心とした古河藩（松平家）の江戸での動向の概要を読み取ることができる。

2. 幕藩交渉と藩藩交渉

転封決定（正徳2年7月12日）後、古河城引き渡し・吉田城受け取り（いずれも同年11月2日）に至るまでの約3ヶ月半の間、古河藩（松平家）の江戸での動向は、上述のように幕藩交渉と藩藩交渉を軸に進められた。よって、以下では、A. 幕藩交渉、B. 藩藩交渉、C. 藩藩交渉で貸し出された城絵図、及び、幕藩交渉で提出された城絵図、に関する考察をおこないたい。

【A. 幕藩交渉について】

幕藩交渉において幕府側の交渉相手になるのは上使であった。よって、上使の役割としては、幕藩交渉の幕府側窓口という点と、城受け取り・引き渡し当日に現地で監督をおこなうという点の2点であったことがわかる。上使は転封決定の13日後（7月25日）に命じられたので、転封決定後約2週間程度で命じられたことになる。

幕藩交渉がおこなわれたのは8月、9月が中心であった。まず、転封決定の約1ヶ月後の8月7日には、吉田城引き渡しの上使から古河藩に対して、城引き渡しの日限について吉田藩と相談して、差し支えのない日限を2、3日程、事前に上使へ提出し、そのうえで（城引き渡しの）定日を上使から申し渡す、というように指示された。この指示内容からすると、上使の方から一方的に城引き渡しの日限を決定して命じるのではなく、事前に古河藩と吉田藩で日程を調整させ、2、3日程の候補の日限を提出させ、その中から上使が選んで城引き渡しの日限を決定する、という形であったことがわかる。

また、同日（8月7日）には吉田城引き渡しの上使から古河藩に対して、吉田城を受け取る惣役人中の名前の書付提出など4ヶ条の指示が出されたが、後述のように古河城引き渡しの上使から古河藩に対して出された14ヶ条の質問・請求項目よりは条数は少なかった。よって、城受け取り大名（吉田城受け取り…8月7日付の指示）と城引き渡し大名（古河城引き渡し…8月7日付の指示）では、上使からの指示内容が異なっており、城引き渡し大名に対する質問・請求項目の方が条数としてはるかに多かったことがわかる。

そのほか、同日（8月7日）には、古河城引き渡しの上使から14ヶ条の質問・請求項目が古河藩に対して出された（表1参照）。この内容は、同日に吉田城引き渡しの上使から吉田藩に対して出された15ヶ条の質問・請求項目と1ヶ条を除いてほぼ同内容である⁽¹¹⁾。よって、今回の転封に関係する各藩に対して各上使から出された質問・請求項目は画一的な内容であり、出された対象の各藩によって質問・請求項目の内容を変えるような性格のものではなかったことがわかる。

次に、8月11日には、今回の転封に関して城受け取り・引き渡し日の延期願（翌年の正徳3年

3月頃までの延期を申請した)が、古河藩、吉田藩、延岡藩より月番老中大久保忠増に提出された。この延期願は3藩が同一歩調を取って提出したものであったが、延期願の内容からすると、今回の転封(四方領知替)で最も遠くに位置する延岡藩の要望(海上交通等の理由による延期申請)が最も強かったようである。四方領知替であるため、関係する4藩が同時に一斉転封の作業を実施しなければいけなかったのが最も遠国の延岡藩の要望も考慮しなければならなかったのであろうが、この延期願は同月16日に月番老中の大久保忠増によって却下され、同年11月中に城受け取り・引き渡しを実施するように指示された。延期願が却下された理由を推測すると、転封決定が正徳2年7月12日であり、翌3年の3月頃まで延期すると転封決定から8ヶ月後ということになり、半年以上もあとであることから、時期が延び過ぎるという懸念が幕府側にあったものと思われ、その結果、転封決定から4ヶ月後の11月中に城受け取り・引き渡しを実施するように指示したのであろう。この経緯をみると、関係大名から時期延期の申請があった場合でも、城受け取り・引き渡し実施時期の最終的な決定権は幕府側にあり、大名側もそれに従ったことがわかる。

9月2日には、吉田城と古河城の受け取り・引き渡しの日限について、希望日を11月2日或いは3日と記した覚書を古河藩からそれぞれの上使へ提出し、翌日の9月3日には、上使から11月2日に決定した旨の指示があった。このように、9月2日に城の受け取り・引き渡しの日限を提出したことは、8月7日の上使からの日限に関する指示から、約1ヶ月後であったことになる。また、9月2日の時点で11月2日或いは3日を城受け取り・引き渡しの希望日として申請したことは、ちょうど2ヶ月後の設定ということになり、準備期間としてそれくらいの日数が必要だったことを意味するのであろう。

9月26日には、古河藩から古河城引き渡しの上使へ、城絵図1枚、城付武具帳1冊、詰米帳1冊などが提出されたが、これは8月7日に古河城引き渡しの上使から古河藩へ出された14ヶ条の質問・請求項目の中の第1条、第2条(表1参照)に対する古河藩からの回答であった。この時の提出物の中で、特に城絵図1枚、城付武具帳1冊、詰米帳1冊については桐の白木の箱に入れて提出されたことから、重要な3点セットだったことがわかり、幕府から見て大名居城の実態を把握するうえで、最も重視した書類であったことを示している。

9月26日という提出時期に関しては、8月7日の古河城引き渡しの上使からの指示において、城引き渡しの日限が決定すれば、その30日程以前に城絵図や城付武具帳などを上使へ提出するように指示されたことによるものであろう。つまり、11月2日が城引き渡しの日限であり、その30日前は10月2日なので、10月2日以前の提出が指示されたという意味になる。よって、9月26日に城絵図や城付武具帳などを上使へ提出したことは、上使による事前の指示(8月7日の指示)通りに提出したことになる。このように城引き渡し日限(予定日)の約1ヶ月前に城絵図や城付武具帳などを上使へ提出するという規定が、他の城引き渡しの事例においても同様であるのかどうかという点は、今後の検討課題である。

10月に入ると、同月14日に將軍家宣が死去するという不慮の事態が発生したが、同月16日には

老中阿部正喬から11月2日の日程（城引き渡し日限）に変更はない旨が古河藩に対して指示された。これは、転封に際しての城受け取り・引き渡しが幕藩制の根幹を規定する公式の実施行為であり、將軍の死去によって延期されるべき性格のものでなかったことを示しており興味深い。

この経過において、老中阿部正喬は「御所替之御用懸」^{（12）}であつたため、10月15日に定日（11月2日）の変更の有無について古河藩から提出された伺書を受理し、翌日に上記のような指示をしたのであるが、この「御所替之御用懸」になつたのは、転封決定時（正徳2年7月）の月番老中であつたため（「御所替之時之御用番にて御用懸」^{（13）}）であつた。阿部正喬はその後、11月2日には、古河城引き渡し完了の届書を古河藩より提出されている。このように転封決定時（將軍が転封を命じた月）の月番老中が、転封の「御用懸」として、転封関係大名からの問い合わせに応じたり、城引き渡し完了の報告を受けたりしたことは注目され、今後、他の転封の事例においても同様のケースがあつたのかどうか検討し、その制度化の有無について考察していく必要がある。もし、継続的に制度化されていたとすれば、城郭修補許可制における担当の月番老中（大名からの申請時の月番老中がその申請案件についての担当の老中になる）と同じ性格と思われ^{（14）}、この点でも注目される。

【B. 藩藩交渉について】

今回の転封は四方領知替であり、関係するのは古河藩、吉田藩、延岡藩、刈谷藩の4藩であつた。このため、「延岡方・吉田方・古河方御三所申合」^{（15）}というように、刈谷藩を除く3藩の間では江戸留守居が寄合を持つなどして藩藩交渉がおこなわれたが、刈谷藩（「古河御請取之方」^{（16）}）に対しては、あとから古河藩より通達した。このような形になつた理由は、刈谷藩は藩主の本多忠良が側用人として、政権の中枢にいたためであつた。城受け取り・引き渡し日の延期願の提出の際にも古河藩、吉田藩、延岡藩は同一歩調をとって同日（8月11日）に延期願を提出したが、刈谷藩からは延期願を提出しなかつた。この点については、本多忠良の「御務柄、各別」（側用人の職務を指すと考えられる）であつたため延期願の申し合わせにも刈谷藩は参加せず、すべて「御三所」（＝古河藩、吉田藩、延岡藩）の申し合わせたことで、（刈谷藩は古河城受け取り方なので）古河へも関係することは、「三所」の申し合わせはこのようであると通達して刈谷藩家臣へ別に申し合わせたのであつた^{（17）}。延期願については、上述のように幕府から却下されたので、あらためて8月29日に3藩（古河藩、吉田藩、延岡藩）の家臣が集まり、支障のない日を話し合っている。

関係する4藩の中での刈谷藩の位置付けは上記のようなものであつたが、古河藩（松平家）から見た藩藩交渉という点では、古河城引き渡しについて、古河城受け取り方の刈谷藩（本多家）との藩藩交渉（古河藩↔刈谷藩）、吉田城受け取りについて、吉田城引き渡し方の吉田藩（牧野家）との藩藩交渉（古河藩↔吉田藩）がおこなわれた。

こうした藩藩交渉の具体的内容は、後述のような藩藩交渉における城絵図の貸し出しのほかには、8月16日に古河藩から刈谷藩に対して古河城引き渡し方の人数・役付帳を渡したことや（表2参照）、9月13日に刈谷藩から古河藩に対して申し合わせの覚書に回答をおこなつたこと（表3参照）などがある。また、9月15日には吉田藩から来た申し合わせ帳に古河藩が回答を記している（表

4参照)。このような藩藩交渉の打ち合わせ内容を見ると、城受け取り・引き渡し当日のシミュレーションに関する事前の打ち合わせ、といった性格が強いことがわかる。

【C. 藩藩交渉で貸し出された城絵図、及び、幕藩交渉で提出された城絵図について】

古河藩と吉田藩、古河藩と刈谷藩との藩藩交渉において、転封決定後1ヶ月半以内の早い段階で城絵図を貸し出している点は注目される。

古河藩と吉田藩の交渉では、転封決定の翌日（7月13日）に古河藩が吉田藩から吉田城絵図を借用する約束をして、転封決定の4日後（7月16日）には吉田城絵図が吉田藩より古河藩へ渡された。そして、8月20日には吉田城二の丸御殿の絵図が吉田藩より古河藩へ届けられた。

古河藩と刈谷藩の交渉では、8月3日に古河城内外の絵図1枚が古河藩から刈谷藩に貸し出され、同月22日に古河城二の丸御殿の絵図1枚が渡された。

このように城を受け取る藩が城を引き渡す藩から城絵図を借りている（或いは、渡している）ことがわかる。その理由としては、城を受け取る藩は、転封決定直後は、これから実際に受け取る城の様子をまだ把握していないわけで、城絵図によって早期に城の状況を把握する必要があったためと思われる。そして、城引き渡し・受け取り当日のシミュレーションを事前におこなう場合も城絵図が必要であったと考えられる。

上記の場合、吉田城絵図、古河城絵図ともに2種類の絵図が貸し出されている（或いは、渡されている）点にも注意したい。これは全体図としての城絵図が1種類と、部分図としての二の丸御殿の絵図が1種類というように分けられる。二の丸御殿の絵図があるのは、城引き渡し・受け取り当日に、二の丸御殿へ上使を招いて、その応接に二の丸御殿を使用するからであろう。

そのほか、城絵図は古河藩と幕府との幕藩交渉の過程でも提出されている。具体的には、8月7日に古河城引き渡しの上使から、城付武具帳、城米帳とともに城絵図2枚（2枚というのは正本と副本という意味と思われる）の提出を指示され（表1参照）、9月26日に提出している。この場合、城を引き渡す藩が城絵図を上使へ提出したことになり、上使が城引き渡しを監督するために現地へ赴く前に、事前にその城の状況を把握する目的があったと思われる。なお、このように上使へ提出された絵図2枚のうち1枚は、城付武具帳1冊、詰米帳1冊とともに桐の白木箱に入れて幕府へ提出されたことから、こうした城絵図が幕府側にまとめて保管されていたとすれば（もう1枚の城絵図については、上使を勤めた旗本の家筋などに伝来している可能性がある）、大名の転封の度に城絵図が提出されて膨大なストックとなっていた可能性があり、その点については今後の課題として検討していく必要がある。また、城絵図とともに城付武具帳、城米帳も幕府側でまとめて保管していた可能性があるためその点についても同様の検討が必要である。

このように、幕藩交渉における城絵図の提出、藩藩交渉における城絵図の貸し出しは重要な位置を占めていたことがわかる。なお、上使へ提出する城絵図（古河城絵図）の体裁について、8月7日に古河城引き渡しの上使から、①絵図の彩色は濃くしないこと（書付が見えないため）、②絵図の形が大きいものは老中が御覧になって御尋ねの時に、（上使が）絵を説明するために都合が悪い

ので（絵図の一辺が）大体3～4尺（約90～120cm）くらいにすべきこと、と指示されている点は重要である。

この指示内容からは、古河藩が上使に提出する絵図（実際には9月26日に提出された）は、上使へ提出されたあと、上使が老中に見せて老中から質問された際には、上使が説明する性格のものであったことがわかる。そのため、絵図の大きさを一辺が約3～4尺（約90～120cm）くらいに規格化するように指示された点は注目される。

つまり、このような指示が出されたということは、今回の城絵図提出に限らず、大名から幕府へ提出する城絵図の大きさに関する規格化とも関連すると思われ、正徳期には幕府提出用城絵図の規格化が幕府によって図られていたことを示す徴証になると考えられる。そして、上使が城絵図の大きさを一辺が約3～4尺（約90～120cm）にするよう指示している点は、かつて筆者が城郭修補願絵図の各事例を調査した結果、調査事例の約40%が長辺・短辺ともに100cm前後（±20cm）であったことから、絵図の大きさは長辺・短辺ともに100cm程度の長さが規格化の基準であり、これを尺貫法に換算すると長辺・短辺ともに3尺～4尺程度が大きさの基準になると想定できる、と指摘したこと⁽¹⁸⁾と全く合致するという意味でも注目される。

おわりに

本稿で扱った古河城受け取り・引き渡しと吉田城受け取り・引き渡しの様子は、古河城については表3、吉田城については表4を見るとおおよその内容が把握できるが、城引き渡し前日におこなう御内見の有無（古河城受け取りにおける松平家と本多家の対応の違い）や、城引き渡し当日に旗などを城内へ入れる時間の違い（同上）など、細かい点では城受け取りの作法が大名家によって違っていたことがわかる。よって、すべての大名が同じ作法で城受け取りをおこなったわけではなかったことがわかるが、この違いの要因として、正徳期を城受け取りの作法確立への過渡期と見るのか、或いは、大名家による作法の相違はその後の時代も個別にそのまま継続したのか、という点についての検討は今後の課題であろう。

本稿で検討した事例において、ほかに注意すべき点として以下の諸点が指摘できる。

- (1) 松平家の家臣の妻子は、古河城引き渡し・吉田城受け取り当日（11月2日）はいずれも現地（古河城下、吉田城下）にはいないように指示されていたことがわかり⁽¹⁹⁾、これは家臣の妻子がいると城受け取り・引き渡しの邪魔になるからであると思われる。
- (2) 古河城本丸の三階櫓に城付武具があり、本丸内の他の3つの櫓にも弓・鉄砲などの（城付武具以外の）武具が入っていたことや、古河城の所々の門や渡櫓に組付の武具が入っていたことから⁽²⁰⁾、古河城の本丸内の中心的な櫓（＝三階櫓）に城付武具が置かれていた点ができるほか、他の櫓や門についても実際の使い方（この場合、武具の保管場所）が理解できる。
- (3) 古河城の立崎曲輪に焰硝蔵が6ヶ所あったことから⁽²¹⁾、火薬（焰硝）は本丸から離れて位

置する曲輪に集中して貯蔵されていたことがわかる。

(4) 古河城の^{はねばし}刎橋門は、(通常は)橋を刎ねて門を閉めておく状態であったので⁽²²⁾、刎橋門については通常は通行していなかったことがわかる。

(5) 古河城引き渡しの順番は大手門から順番に引き渡し、二の丸御殿(「二の丸居宅」)で「渡方之規式」(上使への応接や、城引き渡し方から受け取り方への引き渡しの儀式を指すと考えられる)をおこなう予定であったことがわかる⁽²³⁾。

(6) 転封を命じられた当該大名の認識として、城受け取りと城引き渡しのどちらを重要視していたのか、という点を考える場合、本稿で扱った古河藩(松平家)のケースが参考になる。松平家では上述のように、正徳3年3月5日に吉田城引き渡しの上使2人を接待し、接待の際にこの上使に刀を贈っている。この場合、今回受け取った吉田城担当の上使だけを接待しているのであって、古河城担当の上使に対しては、この日、音物を贈ったのみであった。よって、この点を考慮すると、松平家にとって、旧城を引き渡すことより、新しい城を受け取るの方が重視されていた、と理解できる。城受け取りによって新しい藩政がスタートするという意味では、当然のことであると言えようが、こうした上使に対する対応の違いは注意される。

(7) 将軍が転封を命じた転封発令日と実際の城受け取り・引き渡し日の間にはタイムラグがある。今回の事例において、転封発令日から8ヶ月後の時期に城受け取り・引き渡し予定日を設定して古河藩、吉田藩、延岡藩から申請された延期願を幕府が却下して、転封発令日から4ヶ月後の11月中に城受け取り・引き渡しを実施するように指示したことは、転封発令日から半年以上もタイムラグがあることを幕府は問題視したと推測される。よって、大名から申請された城受け取り・引き渡し予定日について、転封発令日からタイムラグがありすぎる場合、幕府は許可しなかったことがわかる。

最後に、四方領知替の時代状況についてまとめると、四方領知替は江戸時代において貞享2年(1685)と正徳2年の2例だけであり(貞享2年の四方領知替は、本多忠平〔下野国宇都宮→大和国郡山〕、松平信之〔大和国郡山→下総国古河〕、堀田正仲〔下総国古河→出羽国山形〕、奥平昌章〔出羽国山形→下野国宇都宮〕)、四方領知替(4大名同時転封)が可能であったという意味では、幕政が最も安定していた時代といえるのかもしれない。本稿では、そのうちの1例である正徳2年の四方領知替において、古河城引き渡しと吉田城受け取りに関する江戸での実務過程(幕藩交渉、藩藩交渉)を史料をもとに明らかにできたが、その意義は大きいと言えよう。

今後の課題としては、譜代系城郭⁽²⁴⁾の全国的展開(配置)の中で、今回の四方領知替(譜代大名4家の同時転封)がどのような意味を持つのか、というマクロ的視野からの分析も必要であるが⁽²⁵⁾、この点の考察については他日を期したい。

【註】

(1) 拙稿「三河国吉田城の受け取り(宝永3年)と引き渡し(正徳2年)について」(『別府大学

大学院紀要』9号、別府大学会、2007年）。

- (2) 茨城県笠間稲荷神社蔵「吉田城引渡前後覚留之書抜」（『豊橋市史』6巻、豊橋市、1976年、384～407頁）。本稿で扱う史料（後述の「御所替江戸日記一」、「御所替日記二」）は古河藩（松平家）の江戸での動向を中心に記載されている関係上、正徳2年11月2日の吉田城受け取り・引き渡しの現地での実施過程については詳しく記されていない。よって、その実施過程の考察については、前掲・拙稿「三河国吉田城の受け取り（宝永3年）と引き渡し（正徳2年）について」を参照されたい。
- (3) 豊橋市民文化会館蔵「御所替江戸日記一」、「御所替日記二」（前掲『豊橋市史』6巻、407～554頁）。『豊橋市史』6巻の解説によれば、「御所替江戸日記一」、「御所替日記二」は原本は焼失して現存しないので大口喜六氏筆写本によったが誤字が多い、としている。
- (4) 拙稿「天保7年の石見国浜田城引き渡しについて」（『別府大学大学院紀要』8号、別府大学会、2006年）。拙稿「天保7年の陸奥国棚倉城受け取りについて」（前掲『別府大学大学院紀要』8号）。前掲・拙稿「三河国吉田城の受け取り（宝永3年）と引き渡し（正徳2年）について」。拙稿「文政6年の陸奥国白河城受け取りに関する史料紹介」（前掲『別府大学大学院紀要』9号）。
- (5) 『豊橋市史』6巻の解説によれば、「御所替江戸日記一」、「御所替日記二」の類本として、「御所替古河留帳」と「御所替吉田留帳」の2冊があるとしている。このうち、「御所替古河留帳」については、「御所替江戸日記一」正徳2年7月12日条に「古河留帳、別冊有之」（前掲『豊橋市史』6巻、427頁）とか、「御所替日記二」正徳2年9月13日条に「古河請取渡之儀（中略）古河留帳に委」（前掲『豊橋市史』6巻、496頁）とあることから、その内容は古河城引き渡しの実施過程を中心とした史料であると考えられる。「御所替吉田留帳」は「御所替日記二」正徳2年11月4日条に「右御城請取（引用者注：吉田城受け取りのことを指す）之格式、委細吉田留帳二有之」とあることから、吉田城受け取りの実施過程を中心とした史料であると考えられる。
- (6) 前掲註（3）に同じ。
- (7) 「御所替江戸日記一」正徳2年7月12日条（前掲『豊橋市史』6巻、425～426頁）によれば、この日の転封を命じられた時の具体的状況は、①五時（午前8時頃）に松平信祝が麻上下を着用して江戸城に登城し、当番の目付へ召しにより登城した旨を申し入れた、②それ以後、御座之間（江戸城本丸中奥）へ召し出され、その時、月番老中の阿部正喬が誘引して内縁の敷居のうちへ入った、③（御座之間の）右の方には老中（土屋政直、秋元喬朝、大久保忠増、井上正岑、阿部正喬）が列座し、左の方には側用人（間部詮房、本多忠良）が着座していた、④阿部正喬が披露すると指図があり、御下段の内（一帖目）へ入った、⑤この時、阿部正喬は同列（老中列座の末席）に着座した、⑥そして、上意があつて二帖目の畳へにじり寄った、⑦さらに、御列座（の老中）より指図があつて三帖目の畳へ（にじり）寄った、⑧この時に、

三河国吉田への所替を命じる旨の上意について御列座（の老中）より「御取合」（取次という意味）があった、⑨その後、松平信祝は少し退き左右へ会釈をして、御礼を申し上げて退去した、というものであった。この時の將軍家宣臨席の御前での様子は図2のようになる。このように、大名が転封を命じられた時の具体的状況が詳細に判明する点は貴重であると言えよう。また、正徳2年7月12日の時点で現職の老中が上記の5人であることが判明する。なお、『柳宮補任』によれば、老中土屋政直は老中就任期間（貞享4年〔1687〕10月13日～享保3年〔1718〕3月3日）において、宝永7年（1710）2月15日以降は老中奉書への加判を免除されている（拙稿「老中就任者についての基礎的考察」、『別府大学紀要』48号、別府大学、2007年）。

- (8) 丹羽正道について、「御所替江戸日記一」正徳2年7月25日条（前掲『豊橋市史』6巻、442頁）では小姓組とするが、『新訂寛政重修諸家譜』第11（続群書類従完成会、1965年、182頁、丹羽正道の項）、『徳川実紀』正徳2年8月28日条（『徳川実紀』第7編〈新訂増補国史大系〉、吉川弘文館、1991年、242頁）では書院番としている。
- (9) 「御所替江戸日記一」正徳2年8月19日条（前掲『豊橋市史』6巻、461～475頁）には、後日定められたものとして、吉田城と古河城のそれぞれの受け取り・引き渡しの「役所・役付・武具等」について各場所別に詳細に記したものが収録されている。
- (10) この日（8月28日）には、刈谷城引き渡しの上使2人（使番・曾我長祐、小姓組・松平忠正）、延岡城引き渡しの上使2人（使番・久留島通富、書院番・榊原政殊）に対しても、將軍家宣より暇が出された（『徳川実紀』正徳2年8月28日条、前掲『徳川実紀』第7編、242頁）。
- (11) 前掲・拙稿「三河国吉田城の受け取り（宝永3年）と引き渡し（正徳2年）について」。
- (12) 「御所替江戸日記一」正徳2年8月11日条（前掲『豊橋市史』6巻、452頁）。
- (13) 「御所替日記二」正徳2年10月15日条（前掲『豊橋市史』6巻、519頁）。
- (14) 城郭修補許可制における担当の月番老中については、拙稿「居城修補規定の実際の運用」（拙著『日本近世城郭史の研究』、校倉書房、1998年、収録）を参照されたい。
- (15) 「御所替江戸日記一」正徳2年7月12日条（前掲『豊橋市史』6巻、427頁）。
- (16) 前掲註（15）に同じ。
- (17) 前掲註（12）に同じ。
- (18) 拙稿「城郭修補絵図諸元比較一覧表（改訂版）」（『城館研究論集』発刊準備号、仮称城館学会、2001年）。
- (19) 松平信祝は、家臣の妻子は古河城引き渡しの10日程前までに在所、或いは、江戸へ引き払うことを命じたが（「御所替江戸日記一」正徳2年8月23日条、前掲『豊橋市史』6巻、477頁）、これは古河城引き渡し当日は家臣の妻子は古河城下にはいない、ということの意味した。また、松平信祝は、家臣の妻子の（吉田城下への）引っ越しは吉田城の受け取りが済んだあとにおこなうことを命じているが（「御所替日記二」正徳2年9月25日条、前掲『豊

橋市史』6巻、506頁）、これは吉田城受け取り当日は家臣の妻子は吉田城下にはいない、ということの意味した。

- (20) 「御所替江戸日記一」正徳2年8月15日条（前掲『豊橋市史』6巻、454頁）。
- (21) 前掲註（20）に同じ。
- (22) 「御所替江戸日記一」正徳2年8月16日条（前掲『豊橋市史』6巻、455頁）。
- (23) 「御所替江戸日記一」正徳2年8月16日条（前掲『豊橋市史』6巻、457頁）。
- (24) 譜代系城郭の概念と具体的事例の考察については、拙稿「譜代系城郭に関する一考察」（拙著『豊臣の城・徳川の城―戦争・政治と城郭』、校倉書房、2003年、所収論文）を参照されたい。
- (25) 今回の四方領知替に関係した古河城、吉田城、刈谷城は、江戸時代における歴代城主がいずれも譜代大名であり、延岡城は元禄5年（1692）の三浦家入封以降は歴代城主がいずれも譜代大名であった。こうした譜代系城郭4城において、四方領知替がおこなわれたことは注目されよう。また、これら大名家4家の江戸時代における転封の変遷は、牧野家（下総関宿→三河吉田→日向延岡→常陸笠間）、松平家（武蔵忍→武蔵川越→下総古河→三河吉田→遠江浜松→三河吉田）、三浦家（下総矢作→下野壬生→日向延岡→三河刈谷→三河西尾→美作勝山）、本多家（上総大多喜→伊勢桑名→播磨姫路→大和郡山→陸奥福島→播磨姫路→越後村上→三河刈谷→下総古河→石見浜田→三河岡崎）というように転封を繰り返している（カッコ内の網かけは今回の正徳2年の転封を示す）。そして、今回の転封以降も、牧野家は1回、松平家、三浦家、本多家はそれぞれ2回の転封をしているので、今回の転封によって城地が定着したわけではなかったことがわかる。こうした点などを考慮したうえで、今回の四方領知替を含めた、幕府の譜代大名に関する全国的転封政策の意図をマクロ的視野から分析し、譜代大名の転封と譜代系城郭との関係について江戸時代を通して体系的に考察する必要があるだろう。

図1

正徳2年の四方領知替（譜代大名4家の同時転封）

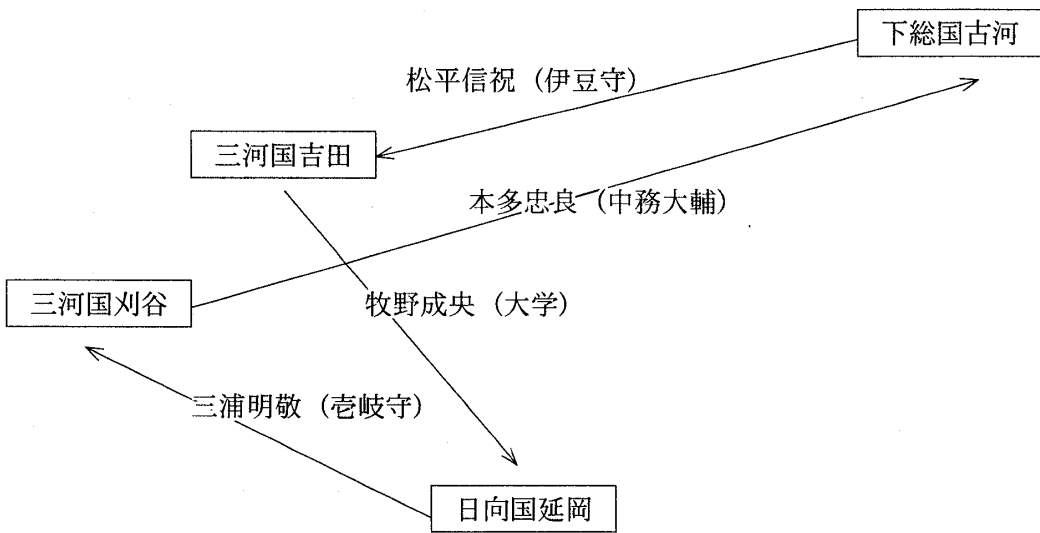


図2

傳	
間部越守	土屋相模守
本多中務大輔	大秋元但馬守
又各指図によつて此處へよるが時所替之上意	久保加賀守
三	井上河内守
三	阿部豊後守
三	上黨有之又此置へだし
三	披露有之後指図にて此所へ出ル
	○ 披露此所
	○ 出ル此所 敷居あり

この図は「御所替江戸日記一」正徳2年7月12日条（『豊橋市史』6巻、豊橋市、1976年、426頁）より引用した。

表1

古河城引き渡しの上使が古河藩に対して出した質問・請求項目（正徳2年8月7日）
 （「御所替江戸日記一」より）

1.	城絵図2枚を提出すること。
2.	城付武具・諸道具・城米の書付を提出すること。ただし、豎帳にして年号月日を記載し、武具帳・城米帳というように2冊にして袋に入れ（それを）2通、つまり合計4冊作成すること。
3.	侍屋敷数、及び、足輕屋敷数のこと。
4.	関所、或いは、自分関所の番頭、及び、口留番等の類いがないか。 古河より近辺の城下への道法を聞きたい。
5.	御預人がいないか。 公儀の囚人、及び、牢舎の者等がないか。
6.	御朱印地の寺社、及び、除地の寺社を書き付けること。
7.	切支丹類族がないか。
8.	城引き渡しの惣役人中の名を書き付けること。
9.	城中番所等の交代の人数、及び、武具の員数のこと。
10.	親類中への分知があるか、ということ。
11.	江戸より古河までの道法・宿付を聞きたい。
12.	古河領での3年の物成平均・浮所務等を書付にすること。
13.	古河領に舟着きはあるか。
14.	上使2人が古河に逗留している間、上使2人の所在するところが互いに程近いところに所在したいので、（江戸を）発足する前に（古河城下での上使の逗留場所について）聞きたい。ただし、（城の引き渡しを終了すると）すぐに（江戸へ）帰るので、確かに申し付けるべきであること。

※上表は、「御所替江戸日記一」（『豊橋市史』6巻、豊橋市、1976年、446～447頁）の記載内容をもとに作成した。

表2

古河城引き渡しについて、古河藩から受け取り方の刈谷藩に対して出した古河城引き渡し方（古河藩）の人数・役付帳の内容（正徳2年8月16日）

【城門・櫓・番所・本丸御殿・二の丸居宅等の引き渡し】

（「御所替江戸日記一」より）

大手門	者頭1人 給人1人 弓5張…足軽12人 鉄砲7挺…小頭1人 長柄5本…長柄者5人 弩瓢 ^{どひょう} 1穂…小頭1人 玉葉箱1荷…弩瓢・玉葉箱・幕の者 幕
舟渡門	給人1人 足軽3人
楼門	者頭1人 給人1人 弓3張…足軽8人 鉄砲5挺…小頭1人 長柄3本…長柄者3人 幕…幕の者
御成門	者頭1人 給人1人 弓3張…足軽10人 鉄砲5挺…小頭1人 長柄5本…長柄者5人 弩瓢1穂…弩瓢・玉葉箱・幕の者 玉葉箱1荷 幕
茂平河岸	小役人1人 足軽2人
三の丸門	者頭1人 給人1人 弓2張…足軽5人 鉄砲3挺…小頭1人 長柄3本…長柄者3人 幕…幕の者
三の丸屋敷の門	足軽2人 ※唐門は閉めておく
三の丸御厩屋敷の門	役人1人 足軽2人
はねばし 芻橋門	足軽2人 ※橋を芻ねて門を閉めておく

二の丸門	者頭1人 給人1人 弓5張…足軽15人 鉄砲10挺…小頭1人 長柄10本…長柄者10人 弩瓢1穂…小頭1人 玉葉箱1荷…弩瓢・玉葉箱・幕の者 幕
平門	者頭1人 弓2張…足軽5人 鉄砲3挺…小頭1人 長柄3本…長柄者3人 幕…幕の者
本丸門	鑓奉行1人 長柄10本…足軽2人、長柄者10人（幕はない）
本丸裏口門下	足軽2人 ※番所はしまっておく（撤去したという意味か？）
御殿	番頭1人 使番1人
三階櫓	武具役2人 ※ほかの櫓もこれより段々と渡す予定 ※焰硝蔵もこの者たち（武具役2人）が渡す予定
東帯曲輪門	給人1人 足軽2人
西帯曲輪入口	足軽2人
頼政曲輪門	給人1人 足軽2人
川手門	給人1人 足軽3人
御茶屋口番所	者頭1人 給人1人 弓2張…足軽5人 鉄砲3挺…小頭1人 長柄（「3本」脱カ）…長柄者3人 幕…幕の者
御茶屋口出番所	足軽2人
二の丸居宅	家老2人、用人1人 ※玄関上之間に詰める…番頭1人、旗奉行1人 ※帳面等を渡す…町奉行1人、郡奉行1人、者頭（「1人」脱カ）（普請大奉行兼役） ※玄関…城番の平士5人が詰める、貝太鼓役人1人が詰める ※玄関上之間…旗は箱に入れておく ※玄関床…貝太鼓は覆いを掛けて飾っておく ※旗と貝太鼓の者は玄関前に配置する ※中之口…足軽2人 ※料理之間…足軽2人 ※台所口…足軽2人
以上のように、大手門より順々に渡し、二の丸居宅において「渡方之規式」をおこなう予定である。	

【それ以外の引き渡し】

二の丸台所（風呂屋を兼ねる）	吟味役 1 人
町方帳面	町奉行 1 人（この町奉行と郡奉行の両役は、二の丸の居宅に詰める者と同入）
城米蔵・郡方帳面	郡奉行 1 人（この町奉行と郡奉行の両役は、二の丸の居宅に詰める者と同入） 札元 1 人
城付武具帳・屋敷帳	者頭 1 人〔普請大奉行兼役〕（この者頭は、二の丸の居宅に詰める者と同入）
かぎ 鑰	目付 1 人。武具役も加える予定である。
会所	小役人 1 人
作事小屋	小役人 1 人
舟蔵（舟も含む）	舟奉行 1 人（者頭格）
厩町馬屋	馬役 1 人
賄役屋敷	賄役 1 人
所々米蔵	代官 2 人
三の丸家	小役人 2 人
三の丸厩及び下台所	小役人 1 人
杭木小屋	小役人 1 人
領分境粟宮杭木引取り	代官 1 人

※上表は、「御所替江戸日記一」（『豊橋市史』6巻、豊橋市、1976年、454～458頁）の記載内容をもとに作成した。

表3

古河城受け取りについて、古河藩から受け取り方の刈谷藩に対して出した質問内容（正徳2年9月10日）と刈谷藩の回答内容（正徳2年9月13日）

（「御所替日記二」より）

	古河藩（松平家）からの質問内容	刈谷藩（本多家）からの回答内容
1.	古河城引き渡し以前に役人を何人遣わすのか。町宿を申し付けるので（何人か）知らせしてほしい。	人数については以前に別紙に書き付けて提出してあるので、宿を申し付けてほしい。
2.	受け取りの人数の旅宿は一町目より二町目曲尺手横町まで申し付ける予定である。	そのことについて承知した。
3.	上使の古河城の御内見が済んだならば、家老と役人中も御内見をするように。それが済んだら、双方（松平家と本多家）より上使へ伺う。このことは吉田城（引き渡しにおける）牧野家の方でも同様であり、この方（松平家）の受け取りの者が内見する予定になっている。もっとも、古河城の御内見の時には（松平家より）案内の者を付ける予定である。	そのことについて承知した。しかしながら、この方（本多家）では前々よりどこの城も内見していないので、今回も内見は止めたい。
4.	古河城の受け取り・引き渡しの双方の準備のため前日に渡す予定の分…焰硝蔵・杭木小屋・厩町の馬屋・舟蔵と舟の帳・所々の米蔵 これ以外にも、前日に渡してしかるべきところは双方が立ち会い渡す予定である。このことは、上使より御内意もあるであろう。もっとも、（上使より）御指図がなければ、この方（松平家）より（上使へ）伺って内渡しをする予定である。	そのことについて承知した。
5.	城米の目録を前日に双方が立ち会って、（目録について）御内見のうえ、城米蔵の戸前において、立ち会いの封印をして内渡しを済ませることとする。ただし、（城米の）目録と帳（面）だけを、当日（本多家の）家老へ、この方（松平家）の家老が渡す予定である。	そのことについて承知した。
6.	城付の武具は、前日双方が立ち会い、帳面を御内見のうえ、品々を引き渡して済ませる予定である。ただし、（城付武具の）帳面は、当日（本多家の）家老へ、この方（松平家）の家老が、対談の席にてその役人より渡す予定である。	そのことについて承知した。

<p>7. 家中屋敷は町人の番を付けておくので、町年寄・名主より建具・戸障子・畳以下置いてある分について、相違ないとの証文をとって、その判形の帳面について前日に御内見を済ませておく予定である。ただし、帳面は当日、二の丸においてその役人より渡す予定である。</p>	<p>そのことについて承知した。</p>
<p>8. 足軽屋敷は建具・戸障子だけを残して、敷物等は引き取るように牧野家の衆と申し合わせているので、そのようにする。町人の番を付けておくことは家中屋敷の場合と同様である。ただし、帳面は家中屋敷の帳面と一緒に当日渡す予定である。</p>	<p>そのことについて承知した。</p>
<p>9. 引き渡し前日に双方が出会う際、衣服は上級の役人は裏付の上下を着用し、それ以下の者は羽織・袴を着用すること。</p>	<p>そのことについて承知した。</p>
<p>10. 所々の鑰<small>かぎ</small>は一々札を付け、帳面を添えて、当日、二の丸において目付役の者が渡す予定である。</p>	<p>そのことについて承知した。</p>
<p>11. 諸番所の三つ道具をはじめ、そのほか諸役所で当用の道具は（そのまま）置いておく。当日、その所々の役人が目録にて引き渡す予定である。</p>	<p>（「そのことについて承知した」の記載脱カ）</p>
<p>12. 粟宮の古河領境の杭は、かねて申し合わせの通り「御名」（大名の名前）が書かれていないのでそのまま引き渡す予定である。</p>	<p>そのことについて承知した。</p>
<p>13. 上使が来た時の中田の席船は、この方（松平家）が勤めるが、帰りの時は受け取り方（本多家）が差し出すようにする。</p>	<p>そのことについて承知した。（上使の）帰りの際には、この方（本多家）が勤めることとする。</p>
<p>14. 当日、受け取り方の人数が揃ったことを、双方の町奉行が上使へ知らせ、（上使が）旅宿を出るように申し合わせる予定にする。</p>	<p>そのことについて承知した。</p>
<p>15. 受け取り方の人数が城内へ入る時、諸番所へ案内するため、大手門前より足軽1人ずつを添える予定とする。</p>	<p>そのことについて承知した。案内を付けてもらいたい。</p>
<p>16. 二の丸において、受け取り方の旗が来たならば、この方（松平家）の旗箱を旗奉行に番頭を添えて早速、玄関前へ出す。（ホラ）貝・太鼓も同様にする。その時、番頭だけが上之間へ入り、（本多家）の旗の役人の案内をする予定である。</p>	<p>そのことについて承知した。しかしながら、この方（本多家）では、これまで旗・（ホラ）貝・太鼓などは城を受け取って、上使が退出したあとに城へ通したので、今回もその通りにしたい。そちら（松平家）では、勝手次第にしてほしい。</p>
<p>17. よい時期を見計らって、（上使へ）二種一荷を目録によって進上する。これは用人、番頭のうちで勤めることとする。</p>	<p>そのことについて承知した。</p>

18.	受け取りの際、(着用する) 衣服は番頭以上は熨斗目を着用することとする。	そのことについて承知した。前々より家老・大番頭・用人詰の者・番頭まで熨斗目を着用してきたので、今回もそのようにしたい。
19.	諸番所の受け取り・引き渡しが済んだならば、双方より上使へ申し上げることとする。それ以後、(上使の) 御指図次第に、引き渡し方の人数が引き取ることとする。	そのことは御尤もであると思う。確かにそのように申し合わせたい。
20.	引き渡し方の引き払った人数を集めておくところは、妙光寺前通りの肴町へ出て小路の縦横六軒町の堀端までに(人数を)置く予定である。引き渡しが済み次第に、惣人数が早速(城を)引き払うこととする。	そのことについて承知した。
21.	(城の) 引き渡しが済むと、江戸屋敷まで注進する。足軽飛脚で道程を五時くらいで着く予定である。もっとも、その時に双方が申し合わせる予定である。	そのことについて承知した。なお、その時に申し合わせる予定である。
22.	古河領の者で、この方(松平家)に勤めた下々・又者に至るまで、もし欠落ちした者がいれば、(本多家の) 御役人中を請人に命じてもらいたい。牧野成央の家臣よりも、(松平家へ) 同様に申してきているので了解している。	そのことについて了解した。この方でも三浦明敬の家臣へ(同様に)伝えた。
23.	受け取り当日は規式を一通りおこない、万端手回しがよいようにしたい。	引き渡し当日は、規式一通りの仕方にて、万端手回しがよいようになされたい旨に同意する。

※上表は、「御所替日記二」(『豊橋市史』6巻、豊橋市、1976年、493～496頁)の記載内容をもとに作成した。

表4

吉田城受け取りについて、吉田藩から受け取り方の古河藩に対して出した質問内容（正徳2年9月15日）と古河藩の回答内容（正徳2年9月15日）

（「御所替日記二」より）

	吉田藩（牧野家）からの質問内容	古河藩（松平家）からの回答内容
1.	吉田城引き渡し以前に、役人を吉田へ遣わされるのであれば、町宿を申し付ける予定である。何人を遣わすのか。	受け取りの14～15日前に目付役1人、そのほか役人3～4人を遣わす予定である。
2.	引き渡し前日に双方の地方役人が出会い、郷村帳と城米の目録を内見のうえ、蔵の戸前において、立ち会いの封印をして内渡しを済ませる。翌朝は郷村帳と城米の目録を（牧野家）の家老から（松平家の）家老へ渡すようにすべきであるか。	御尤もであると思う。確かにその通りにすべきである。
3.	武具蔵・焔硝蔵は、前日に双方の役人が立ち会い、内受け取りをすべきか。寺社・町方帳も同様にすべきか。	御尤もであると思う。確かにその通りにすべきである。
4.	吉田城受け取り方の人数の旅宿については、大手より東の方である呉服町・曲尺手町・鍛冶町・下町を申し付ける予定である。引き渡し方は、大手より西の方の本町・上传馬町を旅宿にする予定である。	了解した。宿割のことは、先に（吉田へ）行く（松平家の）役人が吉田において（牧野家の家臣と）相談したい。
5.	城引き渡しの時に、受け取り方の人数の城内諸番所への案内のため、大手前に（牧野家の）役人を付けておき、足軽1人ずつを（案内として）添える予定である。	了解した。引き渡しの順（番）について、後に書付としてもらいたい。その心得にて人数を大手前より順に置いていくつもりである。
6.	受け取り方と引き渡し方の人数が揃ったことを双方の町奉行が（上使に対して）知らせ、上使が旅宿より出てくる、というように申し合わせたい。	了解した。申し合わせの通りに心得る。
7.	諸番所（の受け取りについて）受け取り方が済んだことを双方より上使へ申し上げ、（上使の）指図があれば引き渡し方の人数が城より退去する予定である。	了解した。
8.	受け取りの時に（松平家の）役人は、「何格之衆」より熨斗目を着用するのか。	家老・用人・番頭までは熨斗目・麻上下（を着用する）。もつとも、「給仕和巾」は小袖・麻上下であり、侍分は麻上下である。

<p>9.</p>	<p>吉田城に置く（もの）の覚 二の丸…一荷二種 春屋（注1）…上白米（5俵） 中白米（20俵） 上味噌（1樽） 中味噌（2樽） 大豆（10俵） 薪（200束） 炭（10俵） 厩…藁（50束） 飼葉（30束） 荒糠（35俵） 普請小屋…丸太木（唐竹） 上記以外に、城内座敷向には台子以下、当用の器物（を置き）、台所方には厩鍋釜類の諸道具（を置き）、そのほか諸役所・諸番所の三つ道具、水溜桶・手桶・提灯・台行灯・棒・火消道具等、平日置いてある通りにそのまま残しておく。 交代の時、各所の役人が目録にて渡す予定である。</p>	<p>了解した。</p>
<p>10.</p>	<p>吉田より延岡へ連れていく下々・奉公人のことは替り（の者）を召し抱え次第、相対にて返すこととする。もし、欠落ちした者がいれば、吉田の役人中まで頼むので、請人に命じてもらいたい。</p>	<p>了解した。</p>
<p>11.</p>	<p>吉田城引き渡しの時、家中屋敷に百姓の番を申し付けておく。ただし、家中の家が破損したところは相応に修復を申し付け、畳・戸障子を従来の通りにして置いておく。</p>	<p>念を入れてもらった旨について了解した。</p>
<p>12.</p>	<p>吉田城引き渡しの時、足軽の家は最寄りの庄屋に申し付けて預けておく予定である。ただし、足軽の家の敷物は三浦明敬の家臣へも申し合わせて取り払うこととする。</p>	<p>了解した。</p>
<p>13.</p>	<p>引き渡しは済み、（その後の）江戸屋敷への注進は2日半限りの飛脚にて遣わす。もっとも、飛脚を出す時は双方で申し合わせる。</p>	<p>了解した。飛脚を出す時は知らせてもらいたい。この方（松平家）よりも伺う予定である。</p>
<p>14.</p>	<p>時の太鼓打ちの3人は、先代より付け渡しなので残しておく。3人にて1ケ年に米20石を取らせている。同心の家並に住居している。</p>	<p>了解した。確かに残しておいてもらいたい。</p>
<p>15.</p>	<p>吉田の東の当領分境の杭は「御名」（大名の名前）がないので（そのまま）置いておく。新居より白須賀の間に境の杭1ヶ所があるが「御名」を書き記してあるので引き取る予定である。</p>	<p>紙面の趣、及び、口上にて聞いたことを了解した。すべて置いておいてもらいたい。 ※本文と答書との違いは、本文がこのようであるが、白須賀の「御名」のある杭もそのまま置いておく、という口上の申し合わせによりこのようになった、という付紙がある。</p>

16.	引き渡し前に双方の役人が出会う時は、(文言脱カ)裏付の上下を着用する。(文言脱カ)以下の役人は羽織・袴を着用する。	この方(松平家)では、目付以上は裏付の上下(を着用し)、そのほかは羽織・袴を着用する。ただし、本文と手紙には目付以上と申してきている。
17.	吉田と新居の町在の寺社へ貸しておいた年賦金は帳面の村方がすべて御領分になるかどうかかわからないが、貸付帳を御目にかけておく。年々金子を取り立てる時は役人を遣わすべきである。もし、(返済が)滞るのであれば、役人へ御内意を示すべきである。	了解した。
18.	先年の戌年(宝永3年)3月2日に新居を引き渡し、同月4日に吉田を引き渡した。今回もこのような「日積」で申し合わせたい。	了解した。確かに、今回もそのようにしてしかるべきであると思う。先格もあり、先に(新居を)受け取ることが双方の勝手にもよいと思う。
19.	関所の証文・印鑑と土蔵にある古証文は引き渡し前日に内渡しする。	了解した。先に役人を遣わすので相談するように命じてもらいたい。
20.	新居の町の帳面と関所の畳・戸障子は目録にて前日に内渡しする。	了解した。
21.	先年の引き渡しの際には、上使が到着した当日に舞坂まで御機嫌伺いのため、受け取り方より使者を遣わした。	了解した。この方(松平家)より使者を出すこととする。
22.	上使が関所から出る時は、受け取り方の家老が白洲まで出ること。	了解した。番頭が白洲まで出るようにする。
23.	上使が関所へ入る前、引き渡し方の武具は関所の前の高札より南方にならべておき、受け取り方の武具は木戸の外の町屋の方にならべておく。そして、上使の退去後に番人が武具を関所へ入れること。	了解した。
24.	上使が吉田へ来る時、新居より領分の境まで、見送りの使者を受け取り方より遣わすこと。	この方(松平家)より使者を出すこととする。
25.	上使が吉田へ来る時、昼休みまでは受け取り方より使者を遣わすこと。	この方(松平家)より使者を出すこととする。
26.	吉田城の引き渡しが済み、上使が帰る時は、受け取り方より舞坂へ使者を差し出すこと。	この方(松平家)より使者を出すこととする。
27.	新居の領分境の杭は建て替えること。	了解した。このことについては、申し合わせの通りに心得た。
28.	関所の交代後、城主よりの定書、及び、東西海辺の村々へ触状を申し付けること。そして、諸役人に神文を申し付けること。	承知した。先格を追々承るつもりである。
29.	平生は諸大名が通る時は舟飾りはない。もし、幕打のことがある場合は野交幕を用いること。	了解した。

(注1) 舂屋^{つきや}とは、穀物を精製する小屋のことである(『大辞林(第三版)』、三省堂、2006年、1675頁)。
 ※上表は、「御所替日記二」(『豊橋市史』6巻、豊橋市、1976年、498~502頁)の記載内容をもとに作成した。

表5

古河城引き渡しと吉田城受け取りに関する古河藩（松平家）の江戸での動向を中心としたまとめ

【正徳2年】

（「御所替江戸日記一」、「御所替日記二」より）

	7月12日	將軍徳川家宣は譜代大名4家（松平家、牧野家、三浦家、本多家）に対して四方領知替を命じ、松平信祝（下総国古河→三河国吉田）、牧野成央（三河国吉田→日向国延岡）、三浦明敬（日向国延岡→三河国刈谷）、本多忠良（三河国刈谷→下総国古河）という4大名同時転封（四方領知替）がおこなわれることになった。
B	同日	古河藩が吉田藩より吉田城絵図を借用する約束をした。
B	同日	これ以後、延岡藩・吉田藩・古河藩の江戸留守居が寄合をもって申し合わせることにした。
B	7月16日	吉田城絵図が吉田藩より古河藩へ渡された。
	7月25日	吉田城引き渡しの上使（倉橋久富、丹羽正道）、古河城引き渡しの上使（木下信名、山岡景顕）が決定した。
B	8月3日	古河城内外の絵図1枚を古河藩より刈谷藩に貸し出した。
A	8月7日	吉田城引き渡しの上使より、城引き渡しの日限について吉田藩と相談して2、3日程を書き付けて、事前に差し出すように指示された。
A	同日	古河城引き渡しの上使から、14ヶ条の質問・請求項目（→表1）、及び、8ヶ条の「城絵図覚」が出された。
A	8月11日	今回の転封に関して城受け取り・引き渡し日の延期願（願書）が、松平信祝、牧野成央、三浦明敬より月番老中大久保忠増に提出された。この延期願では、来年（正徳3年）3月頃に城受け取り・引き渡し日を決めたいと願っている。
B	8月16日	古河城受け取り方（刈谷藩）に対して、引き渡し方（古河藩）の人数・役付帳を遣わした。→表2
A	同日	月番老中大久保忠増より老中申渡書が出され、今年11月中に古河城を引き渡し、同月中に吉田城を受け取るように指示された。つまり、8月11日に提出した延期願（来年3月頃の城受け取り・引き渡しを希望）は却下されたことになる。
B	8月20日	吉田城二の丸御殿の絵図が吉田藩より古河藩へ届けられた。
B	8月22日	古河城二の丸御殿の絵図1枚が古河藩より刈谷藩へ渡された。
	8月28日	古河城引き渡しの上使、吉田城引き渡しの上使に対して將軍家宣より暇が出された。
A	9月2日	吉田城受け取りの希望日について11月2日或いは3日と記した覚書を吉田城引き渡しの上使へ提出し、古河城受け取り・引き渡しの希望日について11月2日或いは3日と記した覚書を古河城引き渡しの上使へ提出した。
A	9月3日	古河城引き渡しの上使より、古河城引き渡しの定日について、11月2日に決定したことが記された書付が古河藩江戸留守居に対して渡された。吉田城引き渡しの上使より、吉田城引き渡しの定日について、11月2日に決定した旨が口上にて古河藩江戸留守居に対して申し渡された。
B	9月13日	古河城受け取り方の刈谷藩家臣が来て、去る10日に古河藩から遣わした申し合わせの覚書に対する回答を持参してきた。→表3
B	9月15日	吉田城引き渡し方の吉田藩より申し合わせ帳が来たので、古河藩より付紙・書き入れ等の回答を記した。→表4

A	9月26日	古河城引き渡しの上使へ古河藩より、城絵図1枚、城付武具帳1冊、詰米帳1冊などを提出した。
	10月14日	吉田城受け取りのため一番立の家臣(古河藩)が江戸を発足した。
	同日	将軍家宣が死去した。
	10月15日	吉田城受け取りのため二番立の家臣(古河藩)が江戸を発足した。
A	10月16日	老中阿部正喬より古河藩江戸留守居に対して、(将軍家宣の死去という状況下ではあるが)吉田城・古河城の受け取り・引き渡しの定日(11月2日)について変更はない旨が指示された。
	10月19日	吉田城受け取りのため、三番立の家臣(古河藩)が江戸を発足した。
	10月20日	吉田城受け取りのため、四番立の家臣(古河藩)が江戸を発足した。
	10月21日	吉田城受け取りのため、五番立の家臣(古河藩)が江戸を発足した。
	10月22日	吉田城受け取りのため、古河藩家老遊佐平馬が他の家臣とともに江戸を発足した。
	10月24日	吉田城引き渡しの上使倉橋久富、丹羽正道が江戸を発足した。
	10月29日	古河城引き渡しの上使木下信名、山岡景顕が江戸を発足する(予定)。
	11月2日	古河城引き渡し、吉田城受け取りがおこなわれた。
	11月3日	古河城引き渡しの上使2人が江戸へ帰った。
	同日	古河城引き渡し方の家老西村治右衛門、小島助左衛門が江戸へ帰った。古河城引き渡し方の惣人数がすぐに吉田へ引越した。
	11月8日	吉田城引き渡しの上使2人が江戸へ帰った。

【正徳3年】

3月5日	松平信祝が、吉田城引き渡しの上使2人を(江戸屋敷へ)招請して接待し、刀を贈った。また、古河城引き渡しの上使2人に対して音物を贈った。
------	--

※上表は、「御所替江戸日記一」、「御所替日記二」(『豊橋市史』6巻、豊橋市、1976年、所収)の記載内容をもとに作成した。

【凡例】

A…幕藩交渉を示す

B…藩藩交渉を示す